

～設備投資にかかる固定資産税の減免制度が変わります～

2018年6月6日に『生産性向上特別措置法』が施行されました。

これによって、“固定資産税の減免制度”は従来の『中小企業経営強化法』による減免制度と生産性向上特別措置法による減免制度が平成31年3月31日まで併存することになりました（生産性向上特別措置法はそれ以降も平成33年3月31日まで継続）。

| | 中小企業経営強化法（従来から） | 生産性向上特別措置法 |
|------------------|-------------------|------------------------|
| 取得 | 平成31年3月31日まで | 平成30年6月6日～平成33年3月31日まで |
| 計画の認定 | 事後申請（取得後60日以内）もOK | 取得前に事前申請して認定を受ける必要あり |
| 認定経営革新等支援機関の位置づけ | 任意 | 計画の事前確認を義務化 |
| 提出先 | 経済産業局 | 市区町村 |
| 軽減額 | 1/2 免除（3年間） | 9割の自治体で全額免除（3年間） |

以前は1/2軽減（3年間）であったものが、全額軽減（3年間）されることになりました。

ただし、全額軽減を受けるためには設備導入に関する計画を事前に申請し認定を受ける必要があります。

また、『認定経営革新等支援機関』が計画の内容を確認する必要がありますが、当事務所は同機関として認定されておりますので、計画策定のご支援をすることが可能です。

平成31年3月31日までは事後申請となっても、1/2軽減は可能ではありますが、設備投資のご予定がございましたら、当事務所担当者まで早めにお知らせいただけるといいかと思えます。

なお、『中小企業経営強化法』では、設備投資に対する法人税・所得税の税額控除の制度もありましたが、『生産性向上特別措置法』では、最低投資額5,000万円かつ対象設備も限定されることとなりますので、従来の税額控除の適用をお考えの場合は、平成31年3月31日までの取得と事業供用（固定資産税の軽減の場合と違い、取得だけではなく、事業に使用し始めること）が必要となります。

(参考)

(単位:円)

| 取得価額 | 耐用年数10年の設備の場合の固定資産税軽減額（3年間計） | |
|------------|------------------------------|---------|
| 1,500,000 | 22,800 | 45,600 |
| 3,000,000 | 45,650 | 91,300 |
| 4,500,000 | 68,500 | 137,000 |
| 6,000,000 | 91,300 | 182,600 |
| 10,000,000 | 152,250 | 304,500 |

(文責：藤村 祐司)